

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の在り方に関する視点 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 国家の重要な意思決定の記録である歴史公文書等を受入れ、適切に保存し、現在及び未来の国民の利用に供すること。
		・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。） 国家の基本的な責務・機能であり、国家が存続するかぎり必要な事業である。
		・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。 独立行政法人である国立公文書館の努力の範囲を超える制度的要因等（本項目最後の欄に述べた課題を参照。）のため、国家の重要な記録が適切に国立公文書館に移管されている状況とは言いがたい。
		・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 国の機関から移管された後は、独立行政法人である国立公文書館において、適切かつ効率的に保存され、利用に供されており、本事業そのものの有効性は高い。
		・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。 独立行政法人である国立公文書館は、内閣府と各府省庁との協議に基づく移管計画により受け入れることとなり、移管手続きが間接化したことや、行政情報公開法の施行等の要因により、移管が激減したこと、立法府や司法府からの実際の移管についての協議がなされていないこと、ポスターや白書などが移管対象になっていないことなど、独立行政法人である国立公文書館に受け入れる以前の段階で解決すべき課題が多く、それらの課題を含め、政府として、公文書の管理に関わる体制を根本的かつ早急に検討すべきである。
	状況	社会経済情勢の変化の ・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 「e-Japan 重点計画2003」では、2005年までに、歴史公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずるとされており、それに対する取組みが緊急の課題である。 電子政府時代に対応した電子文書の作成が急速に進み、その保存・利用についての体制整備を急ぐ必要性が高まった。 平成16年1月の総理の施政方針演説で、体制整備を図る旨が言及されたり、同6月には内閣官房長官主催の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」（以下「官房長官懇談会」という。）から報告書が提出されるなど、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備が喫緊の課題であるとの認識が政府部内でようやく高まった。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
関係	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との	<p>・本事務・事業により、どのような効果があるか。</p> <p>国家の重要な意思決定の記録である歴史的公文書等を、現在及び未来の国民のために保存し利用に供することは、「この国のかたち」のありようや、民主主義の本質に深く関わる事業である。</p>
	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との	<p>・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。</p> <p>国家の重要な意思決定の記録は、現在及び未来の国民が共有すべき「国家の選択と経験を目に見える形とした遺産」であるにもかかわらず、歴史公文書等が散逸、廃棄され、未来の国民に伝えられなくなる。</p>
	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との	<p>・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。</p> <p>国家の基本的な責務、機能を国が放棄することは論外である。ただし、業務の一部を民間等に効率的に委託する等は現在も行われており、必要なことである。</p>
の範囲等の状況	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の	<p>・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。</p> <p>国並びに現在及び未来の国民。</p>
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の	<p>・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。</p> <p>マイクロフィルムでの閲覧者が増加していること、出版、テレビ放映等での利用件数が増大していること、レファレンスが増加していること、春秋の特別展の入場者が増大したこと、平成15年度には14万4千件のホームページへのアクセスがあったこと等、利用が拡大していることは、ニーズに沿った提供が行われている成果である。</p>
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の	<p>・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。</p> <p>従来は、利用者は研究者が多かったが、中高生向けの夏の特別展を開催したり、春秋の特別展において内容に工夫を凝らし広報にも力を入れるなど一般の国民の利用に格段に意が払われている。さらに、インターネットで高精細画像の試験的提供が行われたり、96万冊を超える目録データベースが提供されるなど、より広い範囲の国民が手軽に利用できる利便性の向上にも努力が見られる。</p>
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の	<p>・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。</p> <p>特定の利用者に対する優遇措置はない。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業を制度的独占により行う必要性	制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 	集中管理できないことにより、散逸、消滅等のリスクやコストも高くなり、所在情報も複雑化して、適切かつ効率的な保管、利用者への提供に支障が生じる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 	同上
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。 	同上
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本独立行政法人の設立目的は何か。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 	内閣府と各府省との協議に基づく移管計画により、歴史公文書等を受入れ、内閣総理大臣から指示された中期目標に基づき、歴史公文書等の保存、一般の利用に供するための事業を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 	独立行政法人国立公文書館には、アジア歴史資料センターが付置されている。当該センターは、国立公文書館を含む3機関から、マイクロフィルム化及び基本データのデジタル化の処理を行った資料の提供を受け、それらに画像変換、目録データの付与等のデータ構築作業を行った上で、インターネットで提供している。当該センターの事業は、資料提供元の1つに付置されていることで、連携が密になるという効果を享受している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。 	アジア歴史資料センターは、小規模な組織であり、独自に、評価関連事務、独立行政法人会計基準関連事務等を含む管理事務を行うのは必ずしも効率的でない恐れがある。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	当該独立行政法人の資産、資本の減価償却、設立初年度における消費税の還付による剰余金を除けば大きな変化はない。
	・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	独立行政法人国立公文書館の行う事業は、自己収入が見込めず、ほとんどが運営交付金によって行われている。運営交付金の範囲において効率化に努力しつつ、適切に事業が実施されてきており、財務状況は健全であるものの、毎事業年度において運営交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施を確保できない恐れがある。本事業の適切な実施は国の基本的な責務であることを踏まえ、特段の考慮が必要である。
	・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	行政サービス実施コストの大幅な増減は生じていない。
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国の機関は、内閣府と協議して定めるところにより、各々自ら保管している歴史公文書等を適切に保管することとされている。 内閣府は、国の機関と協議して、国立公文書館において保存すべき歴史公文書等の移管を受ける。 独立行政法人である国立公文書館は、内閣府が国の機関から移管を受けられた式公文書等を受け入れ、内閣総理大臣から指示された中期目標に基づいて、保存、一般の利用に供するための事業を、効率的に実施している。 閣議決定において「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なもの」として、国立公文書館とは別に個別特定分野の公文書等の保存利用機関として宮内庁書陵部、外務省外交史料館が移管先としても位置付けられている。また、防衛庁防衛研究所図書館にも多くの歴史公文書等が保管されている。これらはいずれも、独立行政法人ではなく国の機関の一部である。 地方公共団体にも、公文書館法の定めるところにより、公文書館が設置されている。
	・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	従来は国立公文書館が各々の国の機関と直接協議を行い移管計画を定めていたが、独立行政法人に移行したことにより国の機関と協議して移管計画を決定するのは内閣府となったため、移管に関する事務が、格段に間接化、複雑化したことや行政情報公開法が施行されたこと等の要因により、移管冊数が激減した。
	・現行の分担関係には、どのような効果があるか。	国の機関から受け入れた以降の歴史公文書等の保存、一般の利用に供するための事業については、目標の明確化、第三者評価等の仕組みを持つ独立行政法人に移行した国立公文書館で行うことにより、効率的に行われているが、国の重要な意思決定の記録を確実に国立公文書館に受け入れることができるかという観点からみれば、受け入れの機能が分断されていることは、効率性や有効性の点で問題がある。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

	項 目	独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	<p>・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。</p>	<p>公文書の作成、保管、選別、移管（乃至廃棄）保存、利用について、一貫した体系となるよう、制度や体制を根本的に見直すべきである。そのために制約が多いので、現在の分担関係は見直すべきである。</p>
	<p>・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。</p>	<p>本事業の実施は、国家の基本的な責務・機能であり、継続的かつ確実に行われることが制度上担保される必要がある。その点においては、独立行政法人という組織形態はその必要性を満たしているが、国の重要な意思決定の記録について確実に移管を受けるという点について、現在の国立公文書館は実施機関である独立行政法人にすぎないため、公文書について知識・経験のある人材を擁しながら、国の機関と直接の協議ができないこと、制度面や体制面での企画立案ができないこと等、制約となっている問題がある。また、P1で言及されている内閣官房長官の懇談会報告において提言されている中間書庫についても、国の機関の現用文書の管理は独立行政法人という形態のままでは国立公文書館で行えないのではないかと危惧されている。</p>
	<p>・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。</p>	<p>国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等を適正に保存し、利用に供することは、国の基本的な責務・機能であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。しかし、確実に実施されなければならない、かつ、一つの主体に独占して行わせることが適当であるので、この事業を民間の主体に移管することは適当でない。国が直接に行う事務・事業とする場合は、歴史公文書等の適切な移管等、国立公文書館が受け入れる前段階においての制度・体制等の企画立案や、国の機関との直接の協議などが、一体的、効率的に行うことが出来る。保存や利用に供するための実施事務についても、目標の設定や第三者評価など、効率化を担保する仕組みを残すことができれば、効率性や組織の活力が低下することはないと思われる。</p>
	<p>・本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。</p>	<p>公文書等の保存・利用は文書のライフサイクルの最終局面に当たり、現用文書を含めた公文書の管理システムの一環をなすものであることから、公務員が担う必要がある。また、非現用であっても、基本的にはこの世に1冊しかない、国の重要な歴史公文書等の評価選別、適切な保存及び公開の判断を担う国立公文書館の運営は、各方面の信頼性の確保が極めて重要であり、厳格な守秘義務や政治的中立に関する義務を課せられた公務員が担当する必要がある。</p>
	<p>・本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。</p>	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の効率化 質の向上等の状況に関する視点	効率化	
	質の向上等の達成状況	
	・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	中期目標に掲げられた目標の一部については、目標期間の半ばで既に達成されるなど、効率化、質の向上が図られている。
	・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	館長は、独立行政法人へ移行後における業務執行体制の整備や、その後3年間における「中期計画」、「年度計画」、「四半期毎の業務執行計画」に沿った業務の計画的執行について、職員的意思疎通や一体感の醸成に意をくだきつつ、格段の指導力を発揮した。理事も、専門性を生かし、的確に館長をサポートしている。 しかし、官房長官懇談会報告書において提言されているように、今後、国立公文書館が、我が国の中核的公文書館として求められる機能を十全に発揮するためには、行政実務や組織管理についての知識・経験を有する者と並んで、歴史学、行政学、情報学等の分野で高度な学識経験を有する人材が役員として常時勤務する体制を確立することが不可欠である。
	・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	自己収入が見込めず、ほとんどが運営交付金によるものであることから、今後とも効率化に向け努力することは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性和その充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出を削減し続けることには無理がある。 また、国立公文書館に受け入れる以前の問題として、国の重要な意思決定の記録が確実に国立公文書館に移管されるような制度、体制等については、独立行政法人である国立公文書館の範疇の外にある課題である。
	効率化	
質の向上等に係る指標等の動向		
・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	「中期目標」には、歴史公文書等に受入れから一般の利用に供するまでの期間を概ね独立行政法人移行前の1年2か月から1年以内短縮することにより、1冊当たりの経費を10%削減するという目標が定められている。その他、マイクロ作成や修復、目録データベースの構築等、業務分野毎に可能な限りの数値目標や達成期限を盛り込んだ「四半期毎の業務執行計画」を策定して、業務の効率と質の管理を行っている。	
・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間を概ね独立行政法人移行前の1年2か月から1年以内に短縮し、これにより、当該作業にかかる歴史公文書等1冊当たりの経費を10%削減すると中期目標は、文書の種類や作業の難易度によって幅があるものの、一定の効率化が図られたと評価できる。その他の業務においても、「年度計画」や「四半期毎の業務執行計画」に盛り込まれた数値目標や達成期限は順調に達成されている。	
・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているか。	財務状況は、現行中期計画に沿って、適正な状況にある。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等								
	・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	平成15年度の場合、独立行政法人全体として、運営費交付金収入約17億円に対し、人件費支出約6億3千万円、その他業務支出約9億5千万円、その他管理支出約6千万円となっており、いずれの区分においても適切に管理されている。								
	・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。								
能状況	勘定区	・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	新たな勘定区分を設定する必要性は生じていない。							
受	益	者	負	担	の	在	り	方	・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等は、国民の共通の財産であり、その利用に際して対価を徴収することは、適当でないとする。ただし、営利目的の復刻・複写出版については使用料の徴収、また、複写を希望する者については、複写に要する実費を徴収している。
									・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	非営利目的の閲覧について対価を徴収することは、国民共有の財産である国の重要な意思決定の記録に対する国民のアクセスの権利を妨げることになる。民主主義の根本に関わる問題である。
									・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	営利目的の復刻・複写出版の使用料、複写を希望する者に対する複写の実費の徴収は、いずれも妥当な水準である。
									・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要とされていないか。	対価の水準は妥当であり、見直しの必要性は認められない。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の見直しの際の経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	
	・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的な見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。	平成13年度から、全政府的に独立行政法人制度が導入されたこと、行政情報公開法の施行等によって、歴史公文書等の移管に関する制度が改変した。 平成16年6月には、官房長官懇談会から報告書が出され、平成13年度の改革以降の問題点についても検討の上、今後の方向性が提言された。
	・各見直しのねらいはどのようになっているか、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	平成13年度の改革においては、国が自ら主体となって実施する必要の無い実施事業を分離して独立行政法人に行わせることにより、効率化を図ることがねらいであった。独立行政法人制度の特徴のひとつである目標の明確化と第三者評価等により、業務の効率化、組織の活性化が図られたことは評価できる。 平成16年6月に出された官房長官懇談会報告書は、国立公文書館に歴史公文書等が移管されたあとの保存や利用に供するための事業の効率化のみならず、国の重要な意思決定に記録が、確実に作成、保管、移管、保存、利用されるという、「国家の選択と経験を目に見える形とした遺産」が現在及び未来の国民に共有されるための有効かつ効率的な体系について、全体を俯瞰し、現状を分析し、課題を洗い出し、今後の方向性を提言している。
	・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	官房長官懇談会報告書は、ごく最近出されたものであり、かつ、諸外国の最新情勢も実際に現地を視察して分析した上で出されたものであるため、最新の社会経済情勢や国際情勢を視野にいれたものである。
	・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	諸外国の公文書館との比較、戦後の重要な国の意思決定の記録の国立公文書館への移管状況等。
・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	今後、政府が、官房長官懇談会報告書の趣旨を実現するか否かによる。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の在り方に関する視点 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 戦後50周年の「平和友好交流計画」の重要な柱の事業の一つとして、我が国とアジア近隣諸国等との歴史に関し国が保管する資料についてデジタル化し、インターネットを通じて国民一般及び関係諸国民の利用に供し、併せてこれら諸国との相互理解の促進に資すること。
		・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。） センターは、平成13年11月に独立行政法人国立公文書館に付置される形で発足し、当初、平成26年度までに約2700万コマの画像データを整備する計画であったが、その後、整備計画を繰り上げ、平成23年度までに約2,855万コマの画像データを整備する計画である。センターの事業は順調に推移しており、平成15年度末には、465万コマの資料が提供されている。今後とも計画に基づき質、量ともに充実したデータベースを構築し、世界に発信していくことが、諸外国との相互理解の促進に不可欠である。
		・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。 データベースの構築は順調に進んでおり、また、利用者の利便性の向上も図られており、世界的にも先導的なデジタルアーカイブズとして評価されるに至っている。アクセス数も、累計で55万件に上っており、そのうち英語版へのアクセスも5万3千件となっており、諸外国からも利用されていることが分かる。
		・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 アジアの諸国からも、日本がこのような歴史公文書等を広く提供していることに対し、よい意味での驚きや評価といった反響があり、相互理解に大きく貢献していると思われる。
		・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。 大量の公文書の原本をインターネットにより画像提供するという手法は、利用者、特に諸外国等遠隔地からの利用に極めて利便性の高い手法である。
	社会経済情勢の変化の状況	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 アジア諸国、とりわけ中国、韓国との間で歴史認識の問題は大きな問題として引続き存在するが、まず、歴史資料を積極的に公開し、共有しようとする日本政府の姿勢は好感を持って受け止められている。
	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・本事務・事業により、どのような効果があるか。 センターのインターネットを通じて提供される歴史公文書等により、歴史に関する一定の事実が共有され、客観的議論が可能となることにより、アジア近隣諸国等との友好関係構築に役立っていくものと期待できる。
		・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 「平和友好交流計画」の重要な柱の一つの事業が実施されないことは、アジア近隣諸国等との友好関係を損なうことになる。
		・本事務・事業を、国が関与しない事務とした場合、どのような問題が生じるか。 日本政府が「平和友好交流計画」の重要な柱の一つの事業の遂行に関し、関与せず、責任を放棄することは、政府の姿勢が問われることになる。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
性	利用等 利用者の状況 顧客 顧客 受益者等のニーズ 実態上の範	・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 データベースの利用は、内外の研究者や学生等が多いが、日露戦争100年に際してデジタルアーカイブス上で開催した特別展「公文書に見る日露戦争」には、一般からも多くのアクセスがあった。また、社会科教員対象のセミナーなどの開催により、教育現場での利用にも繋がりがつある。さらには、アジア近隣諸国との友好関係の構築に関しては、国民全体が受益者である。
		・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 英語版検索システム、日本語・英語目録表示画面切替システム、インターネット接続回線の2重化など、利便性の向上に関しては、殊に意が払われている。
		・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 初めてセンター資料を利用する初心者のための利用マニュアル、諸外国の利用者のための日本語・英語目録表示画面切替システム等の整備等もしており、また、一般の利用者にも広く関心のあるテーマによる特別展の開催、各種セミナーの開催や内外での説明会の開催などに力を入れ、内外の多方面からの反響も増えている。
		・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。 特定の利用者等の優遇措置はない。
性	事務及び事業を制度的独占により行われている事務・事業についてのみに記	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 業務の一部を効率性の観点から民間に委託することは積極的に推進すべきことであり、今も行われているが、「平和友好交流計画」の重要な柱の一つとして国が関与することが姿勢としても必要であり、かつ、提供する資料が歴史公文書等でありことから、資料の信憑性、中立性、公正性が担保されることが不可欠である。
		・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 同上 なお、本事業について、常勤の国家公務員の定員は3人にすぎず、多くの主体で競争的に行う規模がない。
		・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 同上
		・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。 同上

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的 ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	「作成単位：歴史公文書等の保存利用関係」の本欄参照。センターは、本事業を実施するため、平成13年11月30日に独立行政法人国立公文書館に付置された。
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	歴史公文書等のうち、近現代の日本とアジア近隣諸国等との関係に関する公文書等を最新のIT技術を用い全世界に広く提供することにより、国立公文書館の設立目的のうち特に利用に資する事業の実施に大きく貢献している。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	独立行政法人国立公文書館は、歴史公文書等を保存し、利用に供するための事業を行っている。センターの事業は当館を始め3機関から資料の提供を受けてデジタル化し、インターネットを通じて画像データを全世界に提供している。当館が資料提供元の1つであることから、密な連携がとれるとともに、当館の利用に関する事業の一翼を担っている。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	資料の提供元の1つである独立行政法人国立公文書館との連携が、同一組織である現在よりも密でなくなる恐れがある。また、本事業については常勤の国家公務員は3人の定員にすぎないに体制となっており、もし一体的に行われな場合、管理部門を独自に持つなど、非効率的な体制となる恐れがある。
	現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	当該独立行政法人の資産、資本等については、減価償却分を除けば大きな増減はない。
		・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	本事業は、自己収入が見込めず、全て運営交付金によって行われている。本事業は、運営交付金の範囲内において効率化に努力しつつ適正に実施されてきており、財務状況は健全ではあるものの、毎事業年度において運営交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施が確保できない恐れがある。
		・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	行政サービス実施コストの大幅な増減は生じていない。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	内閣府の協力を得て内閣官房がアジア歴史資料整備事業の基本方針の策定、基本的事項の企画・立案及び総合調整を行い、センターが事業を実施している。なお、アジア歴史資料整備事業の企画・立案及び総合調整を円滑に行うため関係省庁の職員によるアジア歴史資料整備事業連絡調整会議が内閣に設置されている。 また、資料の原本を有する国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書館、外務省外交史料館において原本のデジタル化を行い、センターが画像変換を行い目録情報を付与してデータベース化するという体制で実施している。
	・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	変化はない。
	・現行の分担関係には、どのような効果があるか。	内閣官房における企画立案・総合調整と、原資料を持つ3機関でのデジタル化、センターにおける画像変換、目録データの付与、利用者の利便性に配慮した提供、などが効果的に分担されている。
	・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	どのような分担関係に改めるかにより、どのような問題が生じるかは異なると思われる。
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	国が関与しつつ、目標の明確化や第三者評価により事業の効率化を図ることができる。また、弾力的な執行が可能な運営交付金により事業が行われるため、利用者ニーズへの機動的な対応が可能である。 また、センターがデジタル化された資料を受け入れる前の段階での制度上等の企画立案の問題や、国の機関との直接の協議ができないことによる問題等、独立行政法人という組織形態に伴う問題は、大きくない。
	・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	「平和友好交流計画」の重要な柱の一つであり、国が関与しなければならない事業であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。自己収入が見込めない事業であり、国が直接行う事業とした場合にも、効率性、弾力性、透明性に意を払えば、大きな問題は生じないと思われる。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等	
	・本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。	業務の一部を効率性の観点から民間に委託することは積極的に推進すべきことであり、今も行われているが、「平和友好交流計画」の重要な柱の一つとして国が関与することが姿勢としても必要であり、かつ、提供する資料が歴史公文書等であることから、提供の責任者が公務員であることにより、資料の信憑性、中立性、公正性が担保することが不可 欠である。	
	・本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。		
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	当初のデータベース構築計画を改定し、整備作業を繰り返すなど、当初の期待を上回るペースでデータベースが構築されている。また、利便性の向上にも格段の努力が払われ、ICA/UNESCO 世界情報社会サミットのための準備会合において、デジタルアーカイブスの先導的モデルとして非常に高い評価を受けたことは特記すべきことである。
		・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	高名な研究者でもある非常勤のセンター長の指導の下、アジア近隣諸国からも、本事業の遂行の姿勢、事業の質の高さ等について高い評価を得ている。
		・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	自己収入が見込めず、すべて運営交付金によるものであることから、今後とも効率化、質の向上に努力することは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性和その充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出を削減し続けることには無理がある。
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	中期目標、中期計画に基づき年度毎の年度計画を作成し、それに基づく事業の進捗状況のチェックを行っている。その際、データベース構築計画の達成状況、広報活動の実施状況、ホームページへのアクセス状況、モニターアンケート集計結果等の指標を用いている。
		・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	データベース構築計画は、当初計画を改定し、整備作業を繰り返すなど、当初の想定よりも精力的に推進されている。ホームページアクセス件数も、平成15年度末までに累計55万件となるなど、利用者が着実に増加している。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているか。	（歴史公文書等の保存利用等関係に記載）
	・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	（歴史公文書等の保存利用等関係に記載）
	・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。
能 分 勘 状 定 区 況 機 区	・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	新たな勘定区分を設定する必要性は生じていない。
り 受 方 益 者 負 担 の 在	・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	インターネットで公開されているのは、国民の共通の財産である国の歴史公文書等であり、その利用に際して対価を徴収することは、適当でないとする。ただし、センター閲覧室における複写については、実費を徴収している。
	・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	インターネット上での閲覧を有料化することは、国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等に対するアクセスの権利を妨げることになり、民主主義の根本に関わる問題となる恐れがある。また、アジア近隣諸国からの利用も促し、歴史資料の共有化を図ることが本事業の目的であるので、有料化によって利用が阻害される恐れがある。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）（案）

内閣府独立行政法人評価委員会（事務局：内閣府大臣官房政策評価官室 電話：3581-4615）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等	
	・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	複写に係る料金は実費であり、適正な水準である。	
	・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要とされていないか。	対価の水準は妥当であり、見直しの必要性は認められない。	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主の見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。	平成13年11月30日から新たに開始された事業である。データベースの構築に関しては、当初計画を見直し、整備作業を繰り上げるための改定を行った。その他、データベースの内容や利便性の向上等については諮問委員会やデータ検証委員会などの有識者や利用者の声に耳を傾けながら常に改善を行っている。
		・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	データベースの構築の作業が前倒しされて進み、平成15年度末には、465万コマの資料が提供されている。利用者サービスも向上した結果、アクセスは内外から累計55万件となり、国際的にも、デジタル・アーカイブスの先導的モデルとして高い評価を得るに至っている。
		・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	モニターアンケート調査などを参考に、不断に利便性の向上に取り組んでいる。
		・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	当初のデータベース構築計画の精査し、新たにアジア歴史資料として加えるべき歴史公文書等がないか、データベース構築作業を前倒しする余地はないか、モニターアンケート調査等により、利便性を向上する余地はないか、等を考慮し、利用促進の指標であるホームページアクセス数の拡大を目指した。
		・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	センターホームページへのアクセス数が増加し、平成15年度のアクセスの累計は55万件余となった。